

社会科学習指導案

平成18年10月27日（金曜日） 第5校時（13：30～14：20）

みどり市立大間々中学校 選択教科「社会」3年 体育館2階 指導者 松 平 喜 幸

授業の視点

模擬裁判という形式を用いて、弁護士をまじえた評議を体験することは、生徒が新しい裁判制度へ参加する意義を考えるうえで有効であったか。

I 題材 模擬裁判

1 考察

(1) 教材観

この教材は、学習指導要領 第2 各分野の目標及び内容 (3) 現代民主政治とこれからの社会 イ 民主政治と政治参加の「法に基づく公正な裁判の保証があることについて理解させるとともに、民主政治を推進するためには、公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気付かせる」を発展させた題材である。また、本題材の取り扱いは、学習指導要領 第3 指導計画の作成と内容の取り扱いの 3 「選択教科としての社会においては、生徒の特性等に応じ多様な学習活動が展開できるよう、第2の内容その他の内容で各学校が定める内容について……発展的な学習活動を各学校において適切に工夫して取り扱うものとする」に準じている。生徒は、必修教科で裁判を学習した後、その発展として選択教科の学習で「これからの裁判制度」として「模擬裁判」を行うことにより、学習をさらに深めていくことができると考える。

【社会的事象への関心・意欲・態度】

現在の裁判制度は、改革を迫られている。近年の急激な社会の進歩・発展や国際化、国民の価値基準の多様化のもとで、従来の裁判は、時代に則していないことが明らかになってきているからである。この状況下、国民が裁判を身近なものとして、主権者として裁判に参加していく意識を高めていくのが平成21年度から導入される裁判員制度である。今回、模擬裁判を体験することで「自分たちの社会は自分たちでよくしていこう」という生徒の新しい裁判制度への参加意欲を高めていくことができると考える。

【社会的な思考・判断】

裁判は、とかく難しく縁遠いものと考えられがちであるが、われわれ国民の人権を守っていくための最後の砦である。模擬裁判を行うことにより、生徒一人一人が持っている国民的常識（コモンセンス）をもとに社会的事象を観察し、検察官や被告人・弁護人という違った立場にたって社会的事象を考え、一つの結論にいたる活動を行う。この学習を通じて、幅広く社会的事象をとらえ多面的・多角的に考察していく思考や正しい判断力を養うことができると考える。

【資料活用の技能・表現】

模擬裁判に必要な情報を集め、これを授業の中で表現する。この過程で目的に合った資料の収集とその効果的な活用を図ることができると考える。

【社会的事象についての知識・理解】

模擬裁判という具体例を通じて、わたしたちの生活は日本国憲法を頂点とする法により守られていると同時に法を守っていくことが民主政治を実現するために必要であることを実感し、理解を深めることができる。また、事例をもとに裁判員制度とこれからの裁判のあり方、その働きについての知識を身に付けることができると考える。

【社会的事象の模擬体験】

裁判を模擬体験をすることは、日常の生活では体験できない社会的事象に対する関心を高めることができる。また、社会的事象に関する資料をもとに多面的・多角的に考察することができると同時に、社会的事象を正確にとらえ、公正に判断し、適切に表現する能力と態度を育てることができる考える。

以上のような理由により、この題材は生徒の社会的な見方や考え方を広げ、幅広く社会的事象をとらえて考察する力を伸ばしていくのに有効である考える。

(2) 研究主題とのかかわり

全体の研究主題は、「確かな学力を育てる社会科教育の展開」－基礎・基本を確実に身に付け、社会的な見方や考え方を育む授業の創造－である。

公民的分野では、「身近な地域の調査・体験を通して、幅広く社会的な事象をとらえて考察する力を育てる指導の工夫」を研究主題とした。

◇本題材における「基礎・基本」とは

- ・自分たちの社会は自分たちでよくしていこうという生徒の裁判への「参加意欲」
- ・裁判事例をそれぞれの立場に立って考え、事実を正確にとらえ、判決をくだす「思考力・判断力」
- ・新しい裁判制度の進め方についての「知識」
- ・疑似体験することにより社会的事象を理解していく「学び方」

◇本題材における「社会的な見方や考え方」とは

- ・「社会的な見方」とは、ここでは、社会的な事象を多面的・多角的に考察することと考えた。模擬裁判では、検察官・被告人・弁護人・証人など立場や利益の異なる発言を通して、一つの事例を見ることである。
- ・「社会的な考え方」とは、ここでは、社会的な事象を事実として正確にとらえ、それをもとに正しい判断を下すことと考えた。模擬裁判では、各人の異なる発言をもとに事例を正しく認識し、法律の条文に照らし合わせて共通の結論を得ることである。

◇本題材における公民的分野の主題「幅広く社会的な事象をとらえ考察する力」とは

- ・「幅広く社会的な事象をとらえ考察する力」とは、社会的事象を多面的・多角的に考察することと、社会的事象を事実として正確にとらえ、正しい判断を下すことである。
- ・模擬裁判では、ロールプレイを通じて、それぞれの立場に立って発言し、一つの事実に到達するまでの討論を行う。これによって、多面的・多角的に考察し、社会的事象を事実として正確にとらえ、正しい判断を下していくという「幅広く社会的な事象をとらえ考察する力」を身に付けることができる。

以上の理由により、模擬裁判を学習することは全体の研究主題及び公民的分野の研究主題に迫っていけると考える。

(3) 教材の系統

小学校 6年

日本国憲法と民主政治



中学校 歴史的分野

現代の日本と世界



公民的分野

現代の民主政治とこれからの社会

- ・司法の諸問題についてその現状と対策を調べる。（技能・表現）
- ・司法制度により、社会の秩序や人々の権利が守られていることに気づく。（関心・意欲・態度）

- ・裁判における人権保障の重要性について考える。 (思考・判断)
- ・法の役割と裁判所の働きについて理解する。 (知識・理解)



選択社会科

これからの裁判制度

- ・裁判員制度に積極的に参加しようとする態度を身に付ける。
(関心・意欲・態度)
- ・これからの裁判制度について、多面的・多角的に考える。
(思考・判断)
- ・これからの裁判や裁判員制度について情報を集め、分かり易く表現する。
(技能・表現)
- ・裁判員制度の概要を知り、これが民主主義の原理の実現であることを理解する。
(知識・理解)

(4) 生徒の実態

現在、選択社会科を学習する生徒は、3年生男子4名、女子5名、計9名である。しかし、積極的に希望した生徒ばかりではない。昨年度も社会科を選択し、今年度も選択した生徒は1名である。

簡単な事前調査を行った結果は次の通りである。

- 平成21年度から新しい裁判制度(裁判員制度)が実施されることを知っていますか。
知っている 7名 知らない 2名
- 新しい裁判制度(裁判員制度)は、どんな裁判の時に実施されますか。
すべての裁判 2人 民事裁判 0人 刑事裁判 2人 わからない 5人
- 裁判員は、どのようにして選ばれるか知っていますか。また、どのような人になれるのか書いてください。
推薦 2人 立候補 3人 抽選 4人 その他 0人
法律を勉強した人 4人 公務員 2人 勤め人 2人 すべての国民 1人
- なぜ、新しい裁判制度(裁判員制度)が実施されるのでしょうか。(自由記述)
・いろいろな意見を裁判に生かす方がよいから
・裁判官だけだとまちがった判決を出すから
・ふつうの人は法律がわからないのに、裁判に参加させるのはかわいそうだ
- 最近、テレビや新聞で話題となったことで、裁判に関係したことを書いてください。(自由記述)
・光市でお母さんと赤ちゃんが殺された事件 1人
・中学生が放火して家族が殺されたこと 3人
- 選択の授業で、模擬裁判をすることについてどう思いますか。(自由記述)
・楽しそうだ
・少しむずかしそうだ
・裁判長をやってみたい
・テレビの弁護士がおもしろそうなので、裁判でやってみたい
・どんなことをやるのかわからない。心配。

【社会的事象への関心・意欲・態度】からみた生徒の実態

事前調査①の結果から、裁判員制度は必修教科「社会」で学習した際に教科書のコラム等で司法改革が取り上げられており、「国民が裁判に参加する制度としての裁判員制度」が実施されることは知っているが、生徒の関心は、あまり高くなかった。また、⑤に示されているようにテレビや新聞で報道されている事件やその裁判には、自分なりの感想をもつ生徒もいく人いる。この生徒たちは、マスコミで報道された判決を一つの情報として受け入れ感想をもつが、その事例を深く追究していこうとする意欲を示すまでにはいたっ

ていない。

また、疑似体験として模擬裁判を行うことについては、⑥にあるように、不安をもちながらも初めての体験への期待や関心をもって取り組もうとしている。

【社会的な思考・判断】からみた生徒の実態

今年度、社会科を選択した生徒は、話し合い活動では直感的な発言が多く、他の生徒の意見を聞き、それに対応した意見を述べるのが得意ではない。また、社会的な事象をいろいろな角度から見つめたり、事象をもとに論理的に自分の意見を展開したりすることは少ない。

裁判員制度実施の理由を考えさせた④では、多面的な見方をすることが不十分ではあるが、自分なりの理由を考えている。

【資料活用の技能・表現】からみた生徒の実態

生徒は、必修教科「社会」の「現代社会とわたしたちの生活」の単元で目的に合った資料の収集とそれに基づいた発表を行っている。また、総合的な学習の時間でもテーマを決め、計画的に資料活用し、目的に合った表現をすることを学習している。

【社会的な事象についての知識・理解】からみた生徒の実態

生徒は、必修教科「社会」で民主主義政治のもとでの司法の役割や裁判の仕組みについて学んでいる。また、裁判制度の改革についても教科書で簡単に学んでいる。しかし、本題材の中心である裁判員制度については発展的な内容なので、まだ、その目的や概要、用語は理解していない。

裁判員制度についての知識は、②にあるように「すべての裁判に適用される」「わからない」と答えた生徒が多く、裁判制度改革の一環として裁判員制度が開始される事実は知っているが、適用が罪刑の重い刑事裁判のみであると知っている生徒は少ない。また、裁判員の選出については、③にあるように「法律を勉強した人」「公務員」「勤め人」と特別な人が選出されると考えており、「すべての国民」と正しく答えたのは1人だった。

必修教科の範囲内の社会的な事象についての知識・理解を今回の発展的な題材でより深めていきたい。

2 目 標

模擬裁判の学習を通して、国民が新しい裁判制度へ参加する意欲をもつ。

3 評価規準

- 裁判員制度の調査や模擬裁判を通じて国民の裁判参加について考えようとしている。（関心・意欲・態度）
- 模擬裁判を通じて、裁判事例を多面的・多角的に考えている。（思考・判断）
- 裁判員制度をこれからの裁判制度という面から調べ、発表している。（技能・表現）
- 模擬裁判を通して、新しい裁判制度を理解している。（知識・理解）

4 指導方針

- 発展的な題材なので、最初にDVDを視聴させ、裁判員制度の概要をつかませる。
- 「これからの裁判制度」を調べる資料をあらかじめ教師が準備し、効率的に資料検索させる。
- 模擬裁判では、弁護士に裁判長役を務めてもらい、スムーズな進行と合理的な評議ができるように助言してもらう。また、条文解釈等については、生徒に分かり易く説明してもらう。
- 模擬裁判の事例は三匹の子豚の童話をもとにした事件を取り上げ、生徒が事件の概要を簡単に理解し、裁判に参加しやすくする。
- 模擬裁判終了後、「これからの裁判制度」の学習に興味を示している生徒には、いくつかの裁判例を検証する個別課題を準備する。

○「これからの裁判制度」についての関心を示さない生徒や理解が不十分な生徒は、教師が補充指導を行い、その必要性を考えさせる。

5 学習活動と評価の計画（全7時間予定）

時	主な学習活動	支援及び留意点	評価項目と方法
1 ・ 2	○裁判員制度の紹介ドラマを見る	○DVD「裁判員制度ーもしもあなたが選ばれたらー」を視聴させ、裁判員制度の概要をつかませたい。	○裁判員制度の概要をまとめる。 (知識・理解) 【感想メモ】
3 ・ 4	○これからの裁判制度について調べる ○これからの裁判制度についてまとめる	○生徒が課題を追究できるようにパンフレット・VTR・DVD・参考図書等の刊行物を資料として提示する。 ○裁判員制度を調べた結果をパソコンのフォルダーの中にまとめ、他の生徒が見られるようにする。	○これからの裁判や裁判員制度についての情報を集め、分かり易く表現している。 (資料活用) 【パソコンのフォルダー】
5	○模擬裁判を行う	○教室内に模擬法廷を作り、裁判官・被告人・弁護人・検察官・裁判員の席を決め、その役割を自覚させる。 ○配役をあらかじめ決めておき、心の準備をさせる。	○それぞれの立場から発言している。 (思考・判断) 【発言メモ】
6 【本時】	○評議と判決を行う	○評議が活発化できるように、前時の公判の要点と争点を提示する。 ○弁護士に裁判長役になってもらい評議の進行と判決を下してもらう。	○自分の意見を持って評議に臨み、判決を下すことを通じ、裁判制度に参加する意味について考えている。 (関心・意欲・態度) 【発言内容】
7	○裁判員制度についてまとめる	○裁判員制度への国民参加の観点から自分なりの意見をまとめる。 ○学習が深まり、裁判員制度に興味を示している生徒には、新しい司法制度を調べる機会を作る。 ○国民の裁判参加という面から学習のまとめをさせる。	○裁判員制度の概要を理解している。 (知識・理解) 【まとめの内容】 ○裁判員制度への参加意欲がみられる。 (関心・意欲) 【まとめの内容】

II 本時の学習指導

1 目標：生徒一人ひとりが自分の意見をもって評議を行い、判決として一つにまとめることによって、裁判制度への参加意義について考える。

2 準備：模擬裁判台本（「オオカミなんか怖くない事件」）
授業協力者……久保田弁護士（裁判長役）

3 展開

ねらい（時間）	生徒の活動	支援及び留意点・評価項目〔方法〕
○本時の課題を確認させる。 （5分）	○本時の課題を確認する。 ○前時の様子を振り返る。 ○模擬裁判での争点を確認する。	○本時は、裁判員として評議に参加する活動であることを確認する。 ○弁護士に当事件の争点を解説してもらう。 ・刑法第199条（殺人罪） 人を殺したものは、死刑・無期懲役刑または3年以上の懲役刑に処せられる。 ・刑法第35条1項（正当防衛） 急激で不当な攻撃から自分や他人を守るために、やむを得ずにした行為については、罰せられることがない。
○論告求刑を聞かせる。 （5分）	○検事役が論告求刑を行う。	○論点を整理し、板書する。
○評議をさせる。 （30分）	○論告求刑をもとに評議を行う。 ・裁判員役の生徒と裁判長役の弁護士で評議を行う。	○評議では、裁判長役の弁護士に司会をしてもらい、評議の焦点を明確にした話し合いにしていきたい。 ○一人ひとりが発言メモをもとに、自分の主張をさせたい。 ○無理やりに判決に至らず、問題点を整理させる。 【関・意・態】事件の概要を理解し、自分の意見をもって評議に臨んでいる。（観察）
○判決を出させる。 （5分）	○評議をもとに裁判長（弁護士）が判決を下す。	○裁判員の全員一致が判決の条件であることに留意させる。 【思・判】各自の意見をまとめ、判決を下す。（判決内容）
○感想を書かせる。 （5分）	○模擬裁判の体験を通して感じたことを書く。 ・この体験の感想を書く。 ・裁判員制度について思ったことを書く。	○裁判員制度実施後、自分たちがやらなければならないことを中心に考えるように助言する。 【関・意・態】新しい裁判制度に積極的に参加しようとしている。（体験感想メモ）

◎本時の模擬裁判で扱う事例のあらすじ

三匹の子豚の末っ子カーリー・ザ・ピッグは、二人の兄を殺したオオカミを怒らせ、自宅を訪れたところで全身をやけどさせ殺し、その死体を煮て食べてしまった。そこで、検察官はカーリー・ザ・ピッグを殺人罪で起訴し、裁判が始まった。この裁判で、カーリー・ザ・ピッグは正当防衛で無罪を主張する。検察側の証人オオカミの母と被告人・弁護人側の証人ジャック・スミスが証言するが、どちらも決定打とならない。

論告求刑で検察側は、殺人罪と死体損壊罪で有罪を求刑する。最終弁論で被告人・弁護人側は正当防衛で無罪を主張する。その後、評議が開始される。

◎評議場所の見取り図

